



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 公安委員会規則
- \*20 和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則
- 告示
- 1533 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保険総務課)
- 1534 生活保護法による医療機関の指定( " )
- 1535 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課)
- 1536 平成17年度和歌山県准看護師試験の実施 (医務課)
- 1537 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1538 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 公告
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 教育委員会公告
- 社団法人の設立の許可
- 諸報
- 拾得物件公告 (和歌山西警察署)

### 公安委員会規則

#### 和歌山県公安委員会規則第20号

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県金属くず業条例施行規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「営業所」を「主たる営業所」に改める。

第3条中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「金属くず商許可申請書」の次に「(正副2通)」を加え、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附

則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

(3) 法人にあつては登記事項証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び役員に係る前2号に掲げる書類

(4) 未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)にあつては金属くず商となることに関し、法定代理人から許可を受けていることを証する同意書等の書類

第5条を削る。

第6条第1項を次のように改める。

条例第7条の規定による許可証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第3号による金属くず商許可証等再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第6条を第5条とする。

第7条中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に、「金属くず商許可証返納届」を「金属くず商許可証等返納届」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(変更の届出及び許可証の書換え)

第7条 条例第9条第1項の規定により変更事項の届出をしようとする者及び条例第9条第2項の規定により許可証の書換えを申請しようとする者は、別記様式第5号による金属くず業変更届(書換え申請)書に、許可証及び変更事項を疎明する書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「第11条第1項」を「第10条」に、「別記様式第9号」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とする。

第12条第1項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に、「別記様式第10号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第9条とする。

第13条を削る。

第14条中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「別記様式第12号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第10条とする。

第15条第1項中「第16条」を「第15条」に、「別記様式第13

号」を「別記様式第9号」に改め、同条第2項中「別記様式第14号」を「別記様式第10号」に改め、同条を第11条とする。

第16条中「第21条」を「第20条」に、「別記様式第15号」を「別記様式第11号」に改め、同条を第12条とする。

第17条中「第23条第1項」を「第20条第1項」に、「別記様式第16号」を「別記様式第12号」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(行商の証の再交付、返納及び書換え)

第14条 第5条から第7条までの規定及び第9条の規定は、金属くず行商に準用する。この場合において、第5条中「条例第7条の規定による許可証」とあるのは「条例第22条の規定による行商の証」と、第6条中「条例第8条の規定により許可証」とあるのは「条例第23条の規定により行商の証」と、第7条中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第24条第1項」と、「条例第9条第2項」とあるのは「条例第24条第2項」と、「許可証」とあるのは「行商の証」と読み替えるものとする。

第18条及び第19条を削る。

別記様式第1号から別記様式第6号までを次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

受理警察署	警察署		受理年月日	年	月	日
許可証番号	第	号	許可年月日	年	月	日
金属くず商許可申請書 和歌山県公安委員会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 ⑩ 和歌山県金属くず業条例第3条第1項の規定により、下記のとおり金属くず商の許可を申請します。						
申請者	個人	フリガナ氏名 生年月日	年 月 日 生			
		本籍				
	法人	住所又は居所	電話			
		フリガナ名称				
	法人	主たる事務所の所在地	電話			
		フリガナ代表者氏名 生年月日	年 月 日 生			
営業所	名称					
	所在地					
行商	行商の届出の有無等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	届出年月日 届出番号	第	年 月 日	号
	主たる行商地域					
古物商	許可の有無等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	許可年月日 許可番号	第	年 月 日	号
	主たる取扱古物					
法人の場合は、役員(代表者を除く。)の住所、氏名及び生年月日						

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)  
(表紙)

(表紙内側)

← 11cm →

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">↑</div> <div style="margin-right: 5px;">7cm</div> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">↓</div> <div style="margin-right: 5px;">7cm</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">金属くず商許可証</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">第 交付</div> <div style="text-align: center;">号 年 月 日</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">和歌山県公安委員会 印</p>
---	---

(表)

(裏)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">異 動 事 項</th> <th style="width: 33%;">異 動 年 月 日</th> <th style="width: 33%;">印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	異 動 事 項	異 動 年 月 日	印		. .			. .			. .			. .			. .									
異 動 事 項	異 動 年 月 日	印																									
	. .																										
	. .																										
	. .																										
	. .																										
	. .																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">氏名又は名称</td> <td style="width: 75%; text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>住所又は居所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td style="text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>代表者の住所</td> <td> </td> </tr> </table>	氏名又は名称	年 月 日生	住所又は居所		代表者の氏名	年 月 日生	代表者の住所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">. .</td><td> </td></tr> </table>		. .			. .			. .			. .			. .			. .	
氏名又は名称	年 月 日生																										
住所又は居所																											
代表者の氏名	年 月 日生																										
代表者の住所																											
	. .																										
	. .																										
	. .																										
	. .																										
	. .																										
	. .																										

備考 表紙は黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとする。

別記様式第3号(第5条、第14条関係)

受理警察署	警察署	受理年月日	年 月 日
受理番号	第 号	交付年月日	年 月 日
金属くず商許可証等再交付申請書 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所 ④ 和歌山県金属くず業条例第7条(第22条)の規定により、 <input type="checkbox"/> 許可証 の再交付を <input type="checkbox"/> 行商の証 下記のとおり申請します。			
申請者	個	フリガナ 氏 名 生年月日	年 月 日 生
		本 籍	
	人	住所又は 居所	電話
		フリガナ 名 称	
	法	主たる事務 所の所在地	電話
		フリガナ 代表者氏名 生年月日	年 月 日 生
	人	代表者の 住所	電話
		金属くず商の営業所 の名称及び所在地	
主たる行商地域			
許可証(行商の証)番号 及び許可(届出)年月日		第	年 月 日 号
再交付の理由			

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第4号(第6条、第14条関係)

受理警察署	警察署	受理年月日	年 月 日	
受理番号	第 号			
金属くず商許可証等返納届				
和歌山県公安委員会 殿		年 月 日		
届出者の氏名又は名称及び住所				
㊟				
和歌山県金属くず業条例第8条(第23条)の規定により、下記のとおり				
<input type="checkbox"/> 許可証				
を返納します。				
<input type="checkbox"/> 行商の証				
届出者	個人	フリガナ氏名 生年月日	年 月 日 生	
		本 籍		
		住所又は居所	電話	
	法人	フリガナ名称		
		主たる事務所の所在地	電話	
		フリガナ代表者氏名 生年月日	年 月 日 生	
		代表者の住所	電話	
	許可(届出)年月日及び番号		第	年 月 日 号
返 納 理 由				
備考				

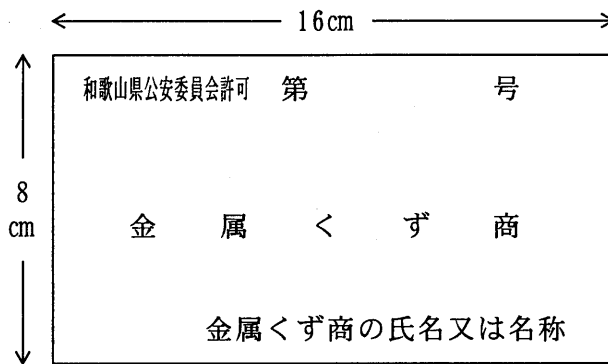
備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第5号(第7条、第14条関係)

受理警察署	警察署	受理年月日	年 月 日
受理番号	第 号	交付年月日	年 月 日
金属くず業変更届出(書換え申請)書			
和歌山県公安委員会 殿		年 月 日	
届出(申請)者の氏名又は名称及び住所			
⑩			
和歌山県金属くず業条例第9条第1項(第24条第1項)の規定により、変更の届出をします。			
和歌山県金属くず業条例第9条第2項(第24条第2項)の規定による許可証(行商の証)の書換え申請の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
営業種別	<input type="checkbox"/> 金属くず商 <input type="checkbox"/> 金属くず行商		
許可(届出)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変更事項			
変更内容	変更年月日	年 月 日	
		新	旧
備考			

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第 6 号 (第 8 条関係)



備考

- 1 材質は、金属、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 色は、金色地に黒文字とする。
- 3 番号は許可証の番号とする。



別記様式第7号から別記様式第9号までを削る。

別記様式第10号中「別記様式第10号(第12条関係)」を「別記様式第7号(第9条関係)」に、「年令」を「年齢」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第11号を削る。

別記様式第12号中「別記様式第12号(第14条関係)」を「別記様式第8号(第10条関係)」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第13号中「別記様式第13号(第15条関係)」を「別記様式第9号(第11条第1項関係)」に、「金属くず業条例第16条」を「和歌山県金属くず業条例第15条」に、「営業者」を「金属くず商」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第14号中「別記様式第14号(第15条関係)」を「別記様式第10号(第11条第2項関係)」に改め、同様式を別記様式第10号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第11号(第12条関係)

受理警察署	警察署	受理年月日	年 月 日
受理番号	第 号	交付年月日	年 月 日
金 属 く ず 行 商 届 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 ④ 和歌山県金属くず業条例第20条の規定により、下記のとおり金属くず行商の届出をします。			
届 出 者	フリガナ氏名 生年月日	年 月 日 生	
	本 籍		
	住所又は居所	電話	
主たる行商地域			
金属くず商許可の有無等	<input type="checkbox"/> 有	許可年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	許可番号	第 号

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第12号(第13条関係)

金属くず行商の証

表
裏

← 9cm →

折る

第 号  
 交付 年 月 日

金属くず行商の証  
  
 和歌山県公安委員会 印

< 2.4cm >  
 写真 本籍  
 3 cm 住所  
 押出しスタンプ 氏 名  
 年 月 日生

主たる行商地域

異動事項	異動年月日	印
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	

12 cm

別記様式第15号及び別記様式第16号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。  
(新許可証の交付の申請)
- 2 和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第113号。以下「改正条例」という。)附則第4項の規定により公安委員会に改正後の和歌山県金属くず業条例第6条第3項の許可証の交付の申請をしようとする者は、いずれか1の営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、別記様式第1号の金属くず商新許可証交付申請書を提出しなければならない。  
(旧許可証一覧表)
- 3 改正条例附則第4項の公安委員会規則で定める書類は、別記様式第2号の金属くず商旧許可証一覧表とする。

別記様式第 1 号

金属くず商新許可証交付申請書

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第113号）  
附則第 4 項の規定により、許可証の交付を申請します。

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

フリガナ 氏名又は名称		
法人・個人の 別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	
生 年 月 日	年 月 日	
住所又は居所 (法人にあっ ては、主たる 事務所の所在 地)	電話	
行商の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
代 表 者	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話

- 備考 1 該当する□欄にレ印を記入すること。  
2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第2号

金属くず商旧許可証一覧表

フリガナ 氏名又は名称	
----------------	--

営業所	旧許可証番号	
	旧許可年月日	年 月 日
	フリガナ 名称	
	所在地	電話
営業所	旧許可証番号	
	旧許可年月日	年 月 日
	フリガナ 名称	
	所在地	電話

備考 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

告 示

和歌山県告示第1533号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月2日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 20-36	粉河町国民健康保険 直営鞆淵診療所	那賀郡粉河町大字 中鞆淵911番地	平成 17.11.6
御薬 11-10	スーパードラッグキ リン御坊店	御坊市藤田町吉田 537-1	平成 17.11.6

和歌山県告示第1534号

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
ロッキーホーム	事業所の所在地	和歌山県御坊市島626-7	和歌山県御坊市湯川町富安1901-14	平成 17.11.1

和歌山県告示第1536号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成17年度和歌山県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成17年12月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 試験期日  
平成18年2月18日(土)午後1時30分から午後4時まで
- 試験場所  
和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛  
和歌山市手平二丁目1-2
- 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護
- 出願受付期間  
平成18年1月10日(火)午前9時から午後5時まで及び平成18年1月11日(水)午前9時から午後4時までとする。  
なお、受験願書を郵送で提出する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成18年1月11日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 出願書類提出先

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月2日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御薬 20-17	薬局スーパードラッ グキリン御坊店	御坊市湯川町財部 1053番地1	平成 17.11.7

和歌山県告示第1535号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年12月2日

和歌山県知事 木村良樹

〒640-8585(県庁専用郵便番号)

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

6 受験手数料

6,900円(和歌山県証紙を受験願書にはり付け、消印をしないこと。ただし、県外在住者にあつては、証紙の代わりに現金を送付してもよい。この場合、現金書留とすること。)

7 試験についての問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

電話番号 073-441-2605

和歌山県告示第1537号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年12月2日

和歌山県知事 木村良樹

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島185番地の3

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンパーク和歌山

和歌山市松江字向鶴ノ島1469-1他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 5,682㎡

(変更後) 8,300㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物南側(縦覧図書別添図面3 駐車場①)	324台

(変更後)

位 置	収容台数
建物南側(縦覧図書別添図面4 駐車場①)	501台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物東側(縦覧図書別添図面3 変更前駐輪場①)	53台
建物南側(縦覧図書別添図面3 変更前駐輪場②)	60台
建物西側(縦覧図書別添図面3 変更前駐輪場③)	104台
合 計	217台

(変更後)

位 置	収容台数
建物東側(縦覧図書別添図面4 変更後駐輪場①)	82台
建物南側(縦覧図書別添図面4 変更後駐輪場②)	31台
建物西側(縦覧図書別添図面4 変更後駐輪場③)	104台
合 計	217台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
建物北側(縦覧図書別添図面5 変更前荷さばき施設①)	144㎡
建物北側(縦覧図書別添図面5 変更前荷さばき施設②)	122㎡
合 計	266㎡

(変更後)

位 置	面 積
建物北側(縦覧図書別添図面6 変更後荷さばき施設①)	180㎡
建物北側(縦覧図書別添図面6 変更後荷さばき施設②)	69㎡
建物北側(縦覧図書別添図面6 変更後荷さばき施設③)	114㎡
合 計	363㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
建物西側(縦覧図書別添図面5 変更前廃棄物保管施設①)	39㎡

(変更後)

位 置	容 量
建物西側(縦覧図書別添図面6 変更後廃棄物保管施設①)	39㎡
建物北側(縦覧図書別添図面6 変更後廃棄物保管施設②)	78㎡
合 計	117㎡

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)



駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場①	出入口：3か所	建物西側(縦覧図書別添図面3出入口①) 建物南側(縦覧図書別添図面3出入口②) 建物北側(縦覧図書別添図面3出入口③)
	入口：1か所	建物西側(縦覧図書別添図面3入口③)

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場①	出入口：4か所	建物西側(縦覧図書別添図面4出入口①) 建物南側(縦覧図書別添図面4出入口②) 建物北側(縦覧図書別添図面4出入口③) 建物東側(縦覧図書別添図面4出入口④)
	入口：1か所	建物西側(縦覧図書別添図面4入口①)

- 4 変更する年月日  
3の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)は平成18年7月19日  
3の(6)は平成18年9月1日
- 5 変更する理由  
店舗増築のため
- 6 届出年月日  
平成17年11月18日
- 7 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成17年12月2日から平成18年4月3日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成17年12月2日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	御坊市藤田町吉田字東院726番地5、726番地9、726番地10、726番地11、726番地13、726番地14、726番地15、726番地17、726番地18、726番地21
許可を受けた者の住所及び氏名	有田郡吉備町大字水尻190番地 有限会社紀南開発 代表取締役 山田登美子

教育委員会公告

和歌山県教育委員会公告

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により、次のとおり社団法人の設立を許可した。

平成17年12月2日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

- 1 設立許可年月日  
平成17年11月22日
- 2 法人の名称  
社団法人和歌山県サッカー協会
- 3 事務所の所在地  
和歌山市中之島1766番地
- 4 代表者の氏名  
平越孝哉
- 5 目的及び事業  
この法人は、和歌山県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業を行うとともに、財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって和歌山県民の豊かなスポーツ文化を創造し、心身の健全な発達と社会の発展に貢

和歌山県告示第1538号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成17年12月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施の目的  
家きんサルモネラ感染症(病原体がサルモネラ・プロウラム又はサルモネラ・ガリナルムによるものに限る。)の発生予防のため。
- 2 実施する区域  
有田郡金屋町
- 3 実施の対象とする家畜の種類及び範囲  
鶏(種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最少100羽)
- 4 実施の期間  
平成18年1月16日から平成18年2月15日まで
- 5 検査の方法  
血清反応(平板急速凝集反応)

献することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) サッカーに係わる試合の主催及び公式記録の作成・保存に関すること。
- (2) サッカーに係わる団体、選手、監督及び審判の登録に関すること。
- (3) サッカーの指導者及び審判員の養成に関すること。
- (4) サッカーに係わる団体及び選手の育成・強化に関すること。
- (5) サッカー技術の指導、調査及び研究に関すること。
- (6) サッカーに係わる広報及び普及に関すること。
- (7) サッカーに係わる競技施設の拡充及び確保に関すること。
- (8) サッカーに係わる国際交流及び地域間交流に関すること。
- (9) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関すること。
- (10) サッカーに係わる試合の運営受託に関すること。
- (11) その他目的を達成するために必要なこと。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年12月2日

和歌山県和歌山西警察署長 源 中 徹

物 件 (種別及び数量)	拾 得 年 月 日	拾 得 の 場 所
現金10万円 (封筒に在中)	平成17年11月2日	和歌山市東蔵前丁 (施設内)